

第1号議案 特定水産資源くろまぐろ(大型魚)
に関する京都府の留保枠の解除について
(諮問)

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

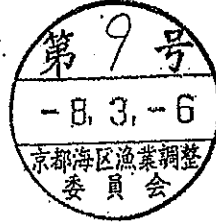
資 料 1 諮問文(写)

参 考 資 料 令和7管理年度のくろまぐろの漁獲状況について

資料 1

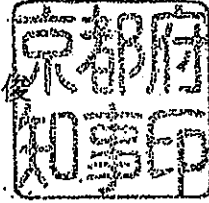
8 水 第 9 5 号
令和 8 年 3 月 6 日

漁調委



京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源くろまぐろ（大型魚）に関する京都府の留保枠の
解除について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について、京都府の留保に関して下記のとおりのお取り扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

記

くろまぐろ（大型魚）について府の留保枠を解除し、次のルールにより京都府定置漁業及び京都府漁船漁業（その他海域）へ配分する。

- 1 令和 3 管理年度の漁獲実績（定置漁業：漁船漁業等（日本海）：漁船漁業等（その他海域）＝35.1648：0：3.9965）に基づき配分量を計算
- 2 令和 3 管理年度の超過数量を 1 で計算した数量から差し引く
- 3 2 の数量の小数点 2 位以下を切り捨てて配分
- 4 留保枠から各区分へ配分した数量を引いた値については、留保として保持
- 5 上記 1～4 については、府留保が 1.0 トン以上となった時点で行う

担当	農林水産部水産課 難波
TEL	075-414-4992

令和7管理年度のくろまぐろの漁獲状況について

令和8年3月3日

京都府水産課

令和7管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲状況については下記のとおり。

	知事管理区分	①2/24 漁獲可能量	②融通による変更	③留保解除(諮問)	①～③反映後の漁獲可能量	3/3 漁獲実績(消化率)
小型魚 (30 kg未満)	京都府定置漁業	65.4	2.2	-	67.6	60.4 (89.3%)
	京都府漁船漁業(日本海)	1.0	-	-	1.0	0
	京都府漁船漁業(その他海域)	0.0	-	-	0.0	0
	留保	0.0		-	0.0	-
	合計	66.4	2.2	-	68.6	60.4 (88.0%)
大型魚 (30kg以上)	京都府定置漁業	47.2	2.1	1.6	50.9	46.9 (92.1%)
	京都府漁船漁業(日本海)	3.5	0.0	0.0	3.5	1.5 (42.3%)
	京都府漁船漁業(その他海域)	4.4	0.1	0.1	4.6	3.4 (73.9%)
	留保	1.5	0.3	-1.7	0.1	-
	合計	56.6	2.5	-	59.1	51.8 (87.6%)

※漁獲実績は3/3時点のもの。ただし、融通による変更は水産庁からの承認申請(予定)を含む。

【参考】2/24以後の都道府県間融通による漁獲可能量の増

相手方	鳥取県	大阪府
区分	譲受	譲受
小型魚 (30 kg未満)	2.2	-
大型魚 (30kg以上)	1.5	1.0

第2号議案 特定水産資源に関する令和8管理年度に
おける知事管理漁獲可能量について(諮問)

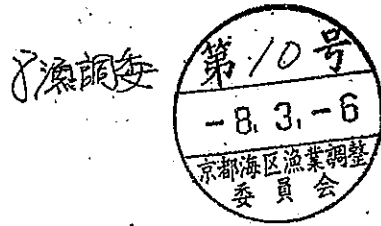
【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を
お願いします。

【添付資料】

資 料 2 諮問文(写)

参 考 資 料 令和8管理年度の太平洋くろまぐろの当初配分
について



資料 2

8 水 第 9 5 号
令和 8 年 3 月 6 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲
可能量について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定による、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚) 及びするめいかに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第 2 項の規定により諮問します。

特定水産資源/ 特別管理特定水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 48.9 t	京都府定置漁業	46.8 t
	京都府漁船漁業等 (日本海)	1.0 t
	京都府漁船漁業等 (その他海域)	0.1 t
	留保	1.0 t
くろまぐろ (大型魚) 46.2 t	京都府定置漁業	38.2 t
	京都府漁船漁業等 (日本海)	3.5 t
	京都府漁船漁業等 (その他海域)	3.5 t
	留保	1.0 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準 (100t未満)

担当	農林水産部水産課 難波
TEL	075-414-4992

令和8管理年度の太平洋くろまぐろの当初配分について

令和8年3月9日
京都府水産課

1 概要

令和6年11月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、国別漁獲量上限の引き上げが合意されたことから、令和7管理年度における太平洋くろまぐろ漁獲可能量の京都府への配分数量は大幅に増加することとなった。

令和8管理年度の各都道府県への配分は令和7年度と同量であることから、府内においても令和7管理年度と同量として府内配分の調整を進めたい。

京都府の当初枠	R6まで(A)	R7から(B)	B/A	R8当初
小型魚	21.7トン	48.9トン	225%	48.9トン
大型魚	24.1トン	46.2トン	192%	46.2トン

2 令和8管理年度のくろまぐろ小型魚/大型魚の当初配分数量案

府配分量は令和7管理年度と同量であることから、同年の配分の考え方を踏襲し、概ね次のとおりとする。

- ・ 令和6管理年度の当初配分数量を基礎配分とし、令和7管理年度当初配分で増加した数量を漁獲実績により配分、合計を管理区分別の当初配分とする
- ・ 漁獲実績(府内シェア)の基礎は、国と同様に令和3~5管理年度とする

(注1) 小型魚における配分案の考え方

- ・ 原則として、前述の考え方に従い配分。
- ・ 小型魚については令和7管理年度においても漁獲枠(1.0t)の消化率が1割未満と低い、混獲等があった場合の対応のため同量を配分する。

(注2) 大型魚における配分案の考え方

- ・ 原則として、前述の考え方に従い配分。
- ・ 漁船漁業(日本海)については、定置漁業に令和3~5管理年度の最大漁獲量(35.1t)よりも多くを配分したうえで、数量調整。

管理区分	R7管理年度		R8管理年度	
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚
京都府定置漁業	46.8	38.2	46.8	38.2
京都府漁船漁業(日本海)	1.0	3.5	1.0	3.5
京都府漁船漁業(その他海域)	0.1	3.5	0.1	3.5
留保	1.0	1.0	1.0	1.0

【参考】直近4カ年のくろまぐろ（小型魚・大型魚）漁獲実績

（単位：t）

管理期間	区分	第6管理期間 (R2年度)	R3管理 年度	R4管理 年度	R5管理 年度
小型魚	定置漁業	35.3	61.3	35.7	46.6
	漁船漁業（日本海）	0.5	0	0	0
大型魚	定置漁業	23.4	35.1	24.2	22.4
	漁船漁業（その他海域）	0.6	3.9	1.3	1.9

【参考】令和7管理年度（3月3日時点）の漁獲実績

（単位：t）

管理期間	区分	漁獲可能量 (2/27時点)	漁獲実績 (3/3時点)	消化率 (%)
小型魚	定置漁業	67.6	60.4	89.3
	漁船漁業（日本海）	1.0	0	0
	漁船漁業（その他海域）	0.0	0	0
	府留保	0.0	-	-
	合計	68.6	60.4	88.0
大型魚	定置漁業	49.3	46.9	95.1
	漁船漁業（日本海）	3.5	1.5	42.3
	漁船漁業（その他海域）	4.5	3.4	75.6
	府留保	1.8	-	-
	合計	59.1	51.8	87.6

※各管理区分の漁獲可能量は、当初配分・追加配分に加え、都道府県間等の融通を行った後の数字（水産庁にて事務手続中のもの/数量変更見込みを含む）。オリンピック枠の漁獲可能量の残りが基準を下回ったことから、小型魚は2/21～2/28、大型魚は1/27～2/28やむを得ない場合を除き水揚げを自粛中。

※3月1日から小型魚・大型魚ともに制限を行いつつ水揚げを再開したが、大型魚については3月6日からやむを得ない場合を除き水揚げを自粛中。

※小型魚の漁獲可能量は、2月24日の海区漁業調整委員会にて諮問した府留保を定置漁業へ配分した後の数字

※漁獲実績は、少数第2位を四捨五入した数値。また定置漁業は操業日誌アプリ、漁船漁業については1月末日時点の数字。

京 都 府

第3号議案 ばいがいかごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

【理 由】

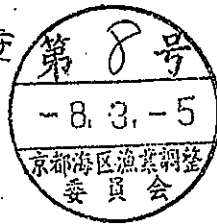
京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 ばいがいかごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

資料3-2 【別 紙】（制限措置等）

漁調委



資料 3 - 1

8 水事 第 103 号

令和 8 年 3 月 5 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



ばいがかごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：1 年（令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで）

担 当	水産事務所 漁政課 漁業漁船係 川崎
T E L	0772-22-4438

【別紙】

資料 3-2

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期※	漁業を営む者の資格	条件
かごなわ漁業(ばいがいがかごなわ漁業)	4隻※ (許可期間1年、継続許可の規定なし)	制限なし	京都府神合海面(東経135度02分以東の海域) 京都府神合海面(東経135度12分以西の海域)	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者	(1) ずわいがに及びべにずわいがにを採捕してはならない。 (2) 水深200メートル未満では操業してはならない。 (3) かごの数は1連に100個以内とし、かごの隙穿孔は直径20センチメートル以内でなければならぬ。 (4) 漁具は1連につき2連までとする。 (5) 漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに標旗を立て、標旗には許可番号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。

※) 許可上限は4隻であり、例年、舞鶴地区と京丹後地区の底びき網漁船が底びき網の休漁期(6月～8月)にあわせて本漁業の許可を得て実施するもの。

知事許可漁業取扱方針では、本漁業は短期許可(1年)かつ継続許可の対象外であることから、新規許可と同様の扱いとなる。

第4号議案 個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正について

【理由】

令和7年12月31日をもって、すべての住民基本台帳カードの有効期限が満了したことに伴い、当委員会が所管する「個人情報の保護に関する法律施行規程（令和6年京都海区漁業調整委員会告示第1号）」について、内容を一部改正する必要がありますので、御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料4-1 個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示(令和8年京都海区漁業調整委員会告示第1号)(案)
- 資料4-2 個人情報の保護に関する法律施行規程(令和6年京都海区漁業調整委員会告示第1号)の一部改正(案)の新旧対照表
- 資料4-3 令和7年12月26日付け総務省事務連絡「住民基本台帳カードの有効期間の満了について(周知)」

(案)

京都海区漁業調整委員会告示第 1 号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 月 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭 矢 護

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 6 年京都海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、第 9 号様式、第 15 号様式及び第 20 号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限りませ。）」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 月 日から施行する。
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

各府省庁担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳カードの有効期間の満了について（周知）

平素より住民基本台帳制度の円滑な運用に御理解賜り感謝申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の改正により、改正前の住基法に規定する住民基本台帳カードは廃止されましたが、整備法第20条第1項において平成27年12月31日以前に交付された住民基本台帳カードについては、なお従前の例によることとされました。

今般、令和7年12月31日をもって、すべての住民基本台帳カードの有効期間が満了となりますので、周知いたします。

各府省庁におかれては、所管制度に係る規則、ガイドライン等において、本人確認書類として住民基本台帳カードを認めている場合には、当該規則、ガイドライン等の改正を検討いただくとともに、その旨国の関係機関及び関係地方公共団体等に対して周知願います。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課

吉田係長、杉浦主査、西島事務官

電話：03-5253-5517

メール：juki@soumu.go.jp

